

広島県告示第315号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成31年4月11日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市木材港南1番1号 株式会社ウッドワン 代表取締役 中本 祐昌
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市木材港南1番1号 株式会社ウッドワン 収納システム工場

2 申請の内容

21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設6基を設置するとともに、排水口を3基設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

新設

種	類	21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（1F-4, 3F-1, 1F-2, 1F-3, 5F-1, 1F-1）同型6基
能	力	洗浄用水量の量 80L/回
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	許可後直ちに
	使用開始予定年月日	許可後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		16時半～17時, 0.5時間/日 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.5～8.0	7.5～8.0
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	80
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.08	0.08
汚 水 等 の 排 出 先		産業廃棄物処分委託		

(2) 排出水の汚染状態

新設

排 水 口 名		排出口No. 1		排出口No. 2		排出口No. 3		
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
項目	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7.5～8.0	7.5～8.0	7.5～8.0	7.5～8.0	7.8～8.2	7.8～8.2
	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	2.6	2.6	2.6	2.6	3.26	3.26
	窒素含有量		0.7	0.7	0.7	0.7	0.025	0.025
	燐含有量		0.11	0.11	0.11	0.11	0.938	0.938
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.06	0.06	37.94	37.94	280.12	280.12

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成31年4月11日から平成31年5月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課